



## 公益社団法人移行にあたり

公益社団法人全国柔道整復学校協会

会長 坂本 歩

本学校協会が社団法人として認可されてから20年の歳月が経ちました。去る1月28日には20周年記念式典並びに祝賀会が開催されたことは、皆様にとっても記憶の新しいところかと存じます。認可された当時の社団法人は、明治29年に制定された民法34条の規定に基づき設立を許可された法人であり、民法法人とも呼ばれる組織でありました。ご高承のとおり平成20年に公益法人制度改革3法が施行された以降、それまでの民法法人は、平成25年までの新制度移行期間は特例民法法人という枠組みになり、この期間内に一般社団法人・財団法人法により設立された一般社団法人または一般財団法人のうち、さらに公益法人認定法により公益性の認定を受けた公益社団法人または公益財団法人となった法人の両者をまとめて所謂公益法人と呼称されることになったわけです。

本学校協会において公益法人になるか一般社団法人になるかの議論が始まったのは、平成19年度ぐらいであったと記憶しています。当時、法改正の趣旨は示されていましたが、具体的な移行までの方法論は明らかになっていませんでした。従って、まずは公益法人としての存続をするのか一般法人へ移行するのかについてそのメリットとデメリットを模索するところから議論をいたしました。当時、武田前会長をはじめ役員、事務局は、様々な勉強会に参加したり他の団体からの情報収集に奔走いたしました。その後も関係団体との情報交換やコンサルティング法人からのご助言を頂きながら多角的な検討を進めておりましたが、公益性という視点と会員校のための協会という現状はいわば相反するものでもあり、なかなか結論に至らず理事会、総会において相当な時間を要する議論がなされたわけです。そのような経過の中、平成22年9月に開催された理事会において、公益社団法人への移行を決議し、その年の臨時総会において会員校各位のご了承を得たところでもあります。この最終的な決断は、本協会の設置目的によるものであります。即ち、学校協会は設立当初より、資質の高い柔道整復師養成の重要性に鑑み、柔道整復師の学校および養成施設の教育水準の向上、運営の改善並びに生徒の就学意欲および資質の向上を図り、もって国民の保健衛生の向上に寄与することを目的としており、このことはまさに公益性の高い事業を行う組織であることが求められていると判断されたからであります。

本年4月1日付けで本協会は公益社団法人全国柔道整復学校協会として新たなスタートを切ることができましたが、このことは今まで以上に公益性の高い事業を遂行し、法人設置目的を達成すべく努力を重ねていくことを意味します。本協会が掲げる公益事業は、

- ① 教員研修を通じて柔道整復に関する知識の普及と技術の向上に寄与する事業
- ② 柔道整復師専科教員認定講習会を実施し、柔道整復師の知識の普及啓発と技術の向上に寄与する事業

- ③ 柔道大会の開催を通じて柔道整復に関する知識の普及啓発と技術の向上に寄与する事業
- ④ 教員研修の発表者に対し研究助成をを行う事を通じて知識の普及啓発と技術の向上に寄与する事業
- ⑤ 柔道整復に関する広報活動を通じて柔道整復の普及啓発を目的とする事業
- ⑥ 調査研究活動の実施を通じて柔道整復に関する実態を把握し、学校教育の向上に寄与する事業

の6つの事業であり、  
 その他事業として

- ① 教科書監修事業（公益事業を行うための収益事業であり、且つ教育の充実に 図るための事業）
- ② 機関紙の発行を通じて柔道整復に関する普及啓発を図る事業
- ③ 表彰活動を通じて柔道整復に関する普及啓発を行う事業
- ④ その他会員相互の共益事業を行うこととなります。

事業遂行上、会計区分も公益事業会計、収益事業等（共益事業を含む）会計ならびに法人会計の3つに分けられます。公益性を担保するうえで今後は新たな事業の展開も必要となるかもしれませんが、まずは現行の事業を更に充実させ移行後の変更事項などに齟齬のない形で予算執行が行えるよう会員の皆様と共に鋭意努力をしまいたいと考えております。どうか関係各位におかれましては、本協会に倍旧のご理解とご支援を切にお願い申し上げます。

最後になりましたが、この度の移行までの検討、申請の準備ならびに認可までの諸作業においてご教授、ご示唆をいただいた本会顧問、役員、コンサルティング法人の皆様に対し深甚なる敬意と感謝を申し上げますと共にこの間ご尽力いただいた事務局の皆様並びにご協力を頂いた全ての皆様に厚く御礼を申し上げ会長としての挨拶に代えさせていただきます。

